

議案第 99 号

岩倉市印鑑条例の一部改正について

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 12 月 19 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例

岩倉市印鑑条例（昭和50年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。